

平成24年9月10日

株式会社アビバに対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、株式会社アビバ（以下「アビバ」という。）に対し、景品表示法第6条の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

アビバが新聞折り込みチラシにおいて行った「日商簿記3級講座」及び「医療事務合格パック」と称する資格取得対策の役務の表示について、景品表示法に違反する行為（同法第4条第1項第2号（有利誤認）に該当）が認められました。

なお、本件は当庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局中部事務所）の調査の結果を踏まえ、当庁が措置命令を行うものです。

1 アビバの概要

所在地 名古屋市中区丸の内一丁目10番29号

代表者 代表取締役 田中 良一

設立年月 平成7年12月

資本金 1億円（平成24年7月現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象役務

「日商簿記3級講座」及び「医療事務合格パック」と称する資格取得対策の役務

(2) 対象表示（表示媒体は全て新聞折り込みチラシ）

ア 「日商簿記3級講座」に係る表示

(ア) 表示の概要

a 表示期間

平成24年1月10日から同年4月2日までの間

b 表示内容

「日商簿記3級講座 通常16,700円（税込）▶ 9,800円（税込）」

＜表示例（平成24年3月4日に配布した新聞折り込みチラシ）＞



通常

16,700円（税込）

(イ) 実際

アビバは、「日商簿記3級講座」を最近時において「通常」と称する価額で提供したことはなかった。

イ 「医療事務合格パック」に係る表示

(ア) 表示の概要

a 表示期間

平成24年1月10日から同年4月2日までの間

b 表示内容

「医療事務合格パック 通常76,000円(税込)▶46,000円(税込)」

<表示例(平成24年3月4日に配布した新聞折り込みチラシ)>



(イ) 実際

アビバは、「医療事務合格パック」を最近時において「通常」と称する価額で提供したことはなかった。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)のア(ア)及びイ(イ)の表示は、対象役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるものであり、景品表示法に違反するものである旨を、一般消費者へ周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課 担当者：関口

電話 03-3507-9239

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 （省略）

（措置命令）

第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人

四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

(報告の徴収及び立入検査等)

第九条 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～4 (省略)

(権限の委任)

第十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

- 2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。
- 3 公正取引委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

○ 不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による

権限の委任に関する政令

(平成二十一年八月十四日政令第二百十八号)

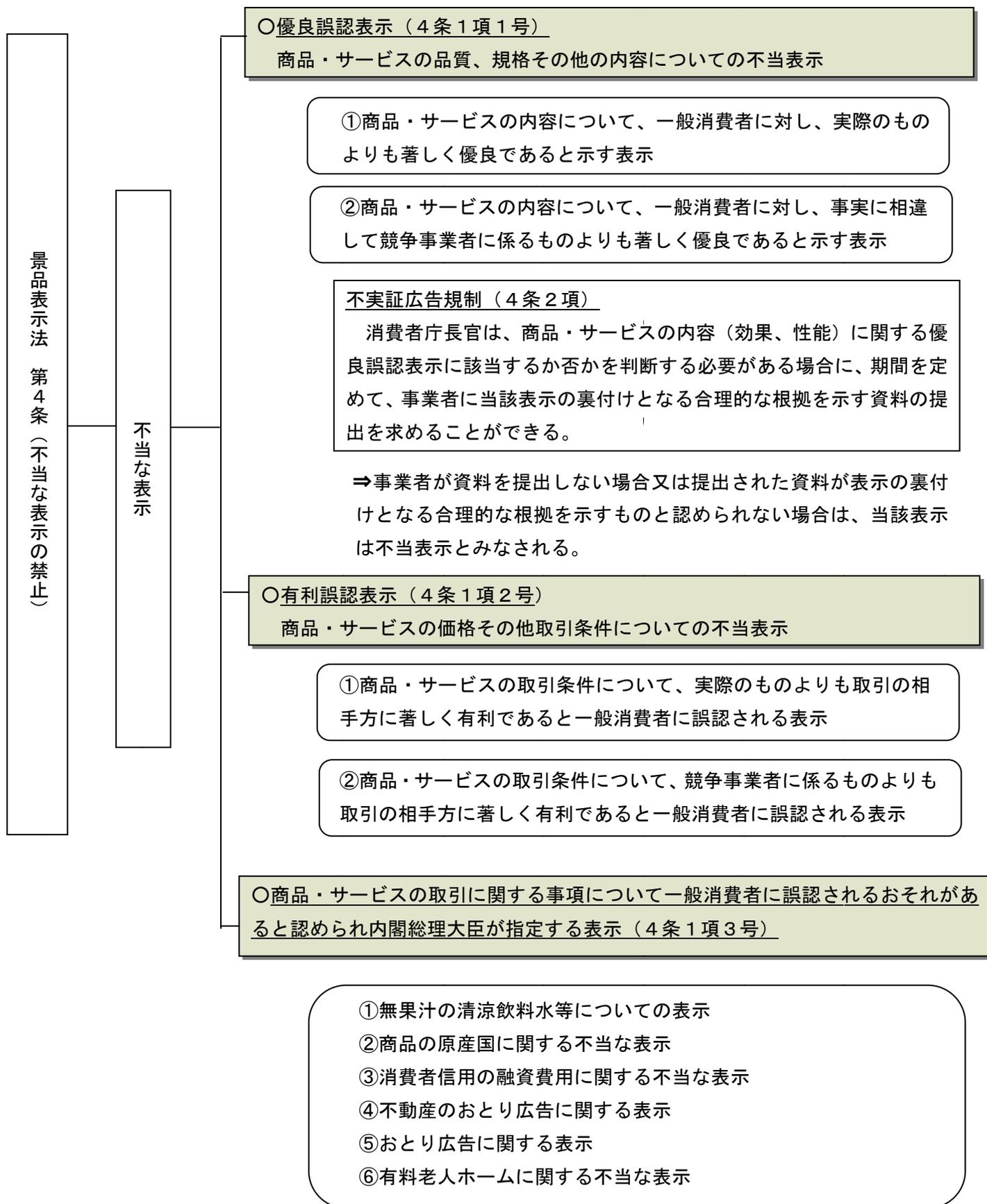
(消費者庁長官に委任されない権限)

第一条 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号並びに第五条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項の規定による権限とする。

(公正取引委員会への権限の委任)

第二条 法第十二条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

景品表示法による表示規制の概要



消表対第367号
平成24年9月10日

株式会社アビバ
代表取締役 田中 良一 殿

消費者庁長官 阿南 久
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第6条に基づく措置命令

貴社は、貴社が経営する「アビバ」と称する店舗において提供する資格取得対策の役務（以下「本件役務」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第4条第1項の規定により禁止されている同項第2号に規定する不当な表示を行っていたので、同法第6条の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、資格取得対策用に開設した「日商簿記3級講座」及び「医療事務合格パック」（以下「本件講座」という。）の受講生の募集に係る表示に関して、次に掲げる事項を速やかに一般消費者に対し周知徹底しなければならない。この周知徹底の方法については、あらかじめ、消費者庁長官の承認を受けなければならない。

ア 貴社は、平成24年1月10日から同年4月2日までの間、新聞販売店を通じて一般日刊紙に折り込んで配布したチラシ（以下「新聞折り込みチラシ」という。）において、「日商簿記3級講座 通常16,700円（税込）▶9,800円（税込）」、「医療事務合格パック 通常76,000円（税込）▶46,000円（税込）」と記載するなど、本件講座の料金に、当該料金を上回る「通常」と称する価額を併記していたこと。

イ 実際には、本件講座を最近時において「通常」と称する価額で提供したことはなかったこと。

ウ 前記アの表示は、本件役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものであること。

- (2) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない
- (3) 貴社は、今後、本件役務又はこれと同種の役務の取引に関し、前記(1)記載の表示と同様の表示を行うことにより、当該役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。
- (4) 貴社は、前記(1)に基づいて行った周知徹底及び前記(2)に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

- (1) 株式会社アビバ（以下「アビバ」という。）は、名古屋市中区丸の内一丁目10番29号に本店を置き、各種資格取得のための企画及び指導その他各種教室の経営等を営む事業者である。
- (2) アビバは、新聞折り込みチラシ等において本件講座の受講生の募集に関する広告を掲載しているところ、これら広告の表示内容を自ら決定している。
- (3) ア アビバは、本件講座の受講生の募集に当たり、平成24年1月10日から同年4月2日までの間、新聞折り込みチラシ（別添写し）において、「日商簿記3級講座 通常16,700円（税込）▶ 9,800円（税込）*別途、教材費が必要となります。*2012年1月31日（火）まで」、「医療事務合格パック 通常76,000円（税込）▶ 46,000円（税込） *別途、教材費が必要となります。 *2012年1月31日（火）まで」と記載するなど、本件講座の料金に、当該料金を上回る「通常」と称する価額を併記していた。
イ 実際には、アビバは、本件講座を最近時において前記アの「通常」と称する価額で提供したことはなかった。

3 法令の適用

前記事実によれば、アビバは、本件役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、この表示は、景品表示法第4条第1項第2号に該当するものであって、かかる行為は、同項の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

- (1) 行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第57条第1項に基づく教示
この処分について不服がある場合は、行政不服審査法第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により消費者庁

長官に対し異議申立てをすることができる。

- (2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項に基づく教示
訴訟により、この処分の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

（注1） この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

（注2） 異議申立てをして決定があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日から1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

【平成24年1月10日に配布した新聞折り込みチラシ】

▼1月のオススメ講座はコチラ!▼

就職・転職に断然有利!	簿記・経理	女性に人気!	医療事務
	2012年6月受験向け 日商簿記3級講座 通常 16,700円	9,800円 (税込)	2012年7月受験向け 医療事務合格パック 通常 76,000円

※別途、教材費が必要となります。*2012年1月31日(土)まで

【平成24年2月6日に配布した新聞折り込みチラシ】

2月のオススメ講座はコチラ!

就職・転職に断然有利!	簿記・経理	女性に人気!	医療事務
	2012年6月受験向け 日商簿記3級講座 通常 16,700円	9,800円 (税込)	2012年7月受験向け 医療事務合格パック 通常 76,000円
女性に人気!	ファイナンシャルプランナー		ファイナンシャルプランナー
	2012年5月受験向け ファイナンシャルプランナー3級講座	17,000円 (税込)	2012年5月受験向け ファイナンシャルプランナー3級講座

※別途、教材費が必要となります。*2012年2月29日(水)まで

【平成24年3月5日に配布した新聞折り込みチラシ】

3月のオススメ講座はコチラ!

就職・転職に断然有利!	簿記・経理	女性に人気!	医療事務
	2012年6月受験向け 日商簿記3級講座 通常 16,700円	9,800円 (税込)	2012年7月受験向け 医療事務合格パック 通常 76,000円
女性に人気!	ファイナンシャルプランナー		ファイナンシャルプランナー
	2012年5月受験向け ファイナンシャルプランナー3級講座	17,000円 (税込)	2012年5月受験向け ファイナンシャルプランナー3級講座

※別途、教材費が必要となります。*2012年3月31日(土)まで

【平成24年4月2日に配布した新聞折り込みチラシ】

4月のオススメ講座は

就職・転職に断然有利!

2012年6月・11月 受験向け

簿記・経理 通常 16,700円

9,800円 (税込)

※別途、教材費が必要となります
※2012年4月30日(月)まで

2012年6月・11月 受験向け

日商簿記3級講座

女性に人気!

2012年7月・12月 受験向け

医療事務 通常 76,000円

46,000円 (税込)

※別途、教材費が必要となります
※2012年4月30日(月)まで

2012年7月・12月 受験向け

医療事務合格パック